

高齢者・国民が安心して医療や介護が受けられるような施策推進 を求める意見書

後期高齢者医療制度に対する高齢者や国民の不安の声を受けて、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議は、平成 22 年 12 月に「高齢者のための新たな医療制度等についての最終とりまとめ」を公表した。この新制度案では、75 歳以上の 1200 万人が加入する国保は都道府県が財政運営して『医療費は別勘定』とし、高齢者・国民が問題にした部分をそのまま温存する内容となっている。

また、国民の 30%が加入する国保制度は、「全国で 459 万世帯、国保世帯の 20%が保険料滞納」（新潟県全体では 17.3% 平成 22 年 6 月）に象徴されるように、制度自体の危機が深刻さを増している。国は「国保制度改革」として国保の運営を市町村から都道府県とする「国保の広域化」を進めようとしているが、「国保の広域化」は保険料の上昇や住民サービスの低下につながり、新聞社のアンケートにおいても、多くの知事が「国保の広域化で国保の構造的課題は解決しない」といった否定的な意見を述べている。

また、来年度改定の介護保険制度については、平成 22 年 11 月に厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度見直しに関する意見」が公表されたが、「軽度の要介護者を介護保険サービスから除外」「ケアプランの有料化」等の利用者負担増とサービス外しに対して、利用者や政府与党の中に疑問の声が起こっている。

安心して医療や介護が受けられることは国民の切実で最も大切な願いである。国は、国民のいのちと健康に関わる施策について、責任をもって推進にあたるよう、下記事項の実現を求める。

記

1 高齢者の新たな医療制度について

- (1) 年齢による差別と保険料が自動的に上がるしくみを残す制度設計をしないこと
- (2) 75 歳以上の高齢者への資格証の発行はしないこと
- (3) 70 歳から 74 歳の医療費の 2 割負担への引上げをやめること

2 国保制度について

- (1) 国保制度への国庫負担を増やし、高すぎる保険料を引下げること
- (2) 「国保の広域化」問題については自治体や国民の声をよく聞くこと
- (3) 市町村で「国保法第 44 条に基づく一部負担金の減免制度」の実施が取組めるよう国の財政援助を強化すること

3 介護保険制度について

- (1) 国保負担を増やし、利用者の負担軽減、必要な介護が受けられる制度に改めること
- (2) 特別養護老人ホーム等の介護施設を増やし、入所待機者の解消に努力すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 12 日

新潟県佐渡市議会議長 金 光 英 晴